

自動車損害賠償責任保険基準料率

平成23年1月18日届出

損害保険料率算出機構

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に定める保険金額

2. 基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用															
	自 家 用															
営 業 用 乗 用 自 動 車	A															
	B															
	C															
	D															
自 家 用 乗 用 自 動 車				35,390	34,600	33,790	32,990	32,180	31,380	30,580	29,770	28,970	28,170	27,360		
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の														
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の														
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の														
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の														
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用															
	自 家 用															
小 型 二 輪 自 動 車				18,860	18,500	18,140	17,770	17,400	17,040	16,670	16,310	15,940	15,580	15,210		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			30,840	30,170	29,490	28,800	28,120	27,440	26,750	26,070	25,390	24,700	24,020		
	検 査 対 象 外 車	25,130	21,280		17,350											
原 動 機 付 自 転 車		15,600	13,580		11,520											
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車																
緊 急 自 動 車				10,930	10,770	10,620	10,460	10,310	10,150	10,000	9,840	9,690	9,530	9,380		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車															
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車														
		検 査 対 象 外 車														
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車															
	(ロ) 教 習 用 自 動 車															
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
		b 小 型 二 輪 自 動 車				21,750	21,310	20,870	20,430	19,990	19,540	19,100	18,660	18,220	17,770	17,330
		c	検 査 対 象 車													
検 査 対 象 外 車	31,580		26,490		21,300											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車																
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,160	5,150		5,140											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用																
	自 家 用																
営 業 用 乗 用 自 動 車	A																
	B																
	C																
	D																
自 家 用 乗 用 自 動 車		26,560	25,750	24,950	24,130	23,310	22,490	21,670	20,850	20,030	19,210	18,390	17,570	16,750			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		96,740	93,170	89,540	85,900	82,270	78,630	75,000	71,360	67,730	64,090	60,460	56,820		
		最大積載量が2トン以下のもの		65,870	63,500	61,090	58,680	56,270	53,860	51,450	49,040	46,630	44,220	41,810	39,400		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		68,020	65,580	63,080	60,580	58,090	55,590	53,090	50,600	48,100	45,610	43,110	40,610		
		最大積載量が2トン以下のもの		44,380	42,850	41,290	39,730	38,170	36,610	35,060	33,500	31,940	30,380	28,820	27,260		
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用		42,640	41,180	39,690	38,200	36,710	35,220	33,730	32,240	30,750	29,260	27,770	26,280			
	自 家 用		23,860	23,130	22,380	21,640	20,890	20,150	19,400	18,660	17,910	17,170	16,420	15,680			
小 型 二 輪 自 動 車		14,840	14,480	14,110	13,740	13,370	12,990	12,620	12,250	11,880	11,500	11,130	10,760	10,380			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	23,340	22,650	21,970	21,270	20,570	19,880	19,180	18,480	17,790	17,090	16,390	15,690	15,000			
	検 査 対 象 外 車			13,350													
原 動 機 付 自 転 車				9,420													
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			11,420	11,170	10,920	10,670	10,420	10,170	9,910	9,660	9,410	9,160	8,910	8,660			
緊 急 自 動 車		9,220	9,070	8,910	8,750	8,590	8,440	8,280	8,120	7,960	7,800	7,640	7,480	7,330			
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)																
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車																
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車															
		検 査 対 象 外 車															
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車			9,960	9,770	9,570	9,380	9,190	8,990	8,800	8,600	8,410	8,220	8,020	7,830		
	(ロ) 教 習 用 自 動 車			9,960	9,770	9,570	9,380	9,190	8,990	8,800	8,600	8,410	8,220	8,020	7,830		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		33,200	32,100	30,990	29,870	28,760	27,640	26,530	25,410	24,300	23,180	22,070	20,950		
		b 小 型 二 輪 自 動 車	16,890	16,450	16,010	15,560	15,100	14,650	14,200	13,750	13,300	12,850	12,400	11,950	11,490		
	c	軽 自 動 車	検 査 対 象 車		16,450	16,010	15,560	15,100	14,650	14,200	13,750	13,300	12,850	12,400	11,950	11,490	
		検 査 対 象 外 車			16,000												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,100	5,100	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090			
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,120													

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		13か月	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用		57,850	53,870	49,800	45,730	41,670	37,600	33,530	29,470	25,400	21,330	17,270	13,200	9,140			
	自 家 用		14,560	13,840	13,110	12,380	11,650	10,910	10,180	9,450	8,720	7,990	7,260	6,530	5,800			
営 業 用 乗 用 自 動 車	A		123,430	114,490	105,370	96,250	87,130	78,010	68,890	59,780	50,660	41,540	32,420	23,300	14,190			
	B		98,040	91,010	83,850	76,690	69,530	62,360	55,200	48,040	40,880	33,720	26,550	19,390	12,230			
	C		74,560	69,310	63,960	58,600	53,250	47,900	42,540	37,190	31,840	26,480	21,130	15,780	10,420			
	D		30,570	28,650	26,680	24,710	22,750	20,790	18,820	16,860	14,890	12,930	10,960	9,000	7,030			
自 家 用 乗 用 自 動 車			15,930	15,110	14,270	13,430	12,600	11,760	10,930	10,090	9,250	8,420	7,580	6,740	5,910			
普 通 貨 物 自 動 車 及 け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の	53,190	49,550	45,850	42,140	38,430	34,730	31,020	27,310	23,600	19,900	16,190	12,480	8,780			
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の	36,980	34,570	32,120	29,660	27,200	24,740	22,280	19,820	17,360	14,900	12,440	9,990	7,530			
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の	38,120	35,620	33,080	30,530	27,980	25,440	22,890	20,340	17,800	15,250	12,710	10,160	7,610			
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の	25,700	24,150	22,560	20,970	19,380	17,790	16,200	14,610	13,020	11,430	9,840	8,250	6,660			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用		24,790	23,300	21,780	20,260	18,740	17,230	15,700	14,190	12,670	11,150	9,630	8,110	6,590			
	自 家 用		14,930	14,190	13,430	12,670	11,910	11,150	10,390	9,630	8,870	8,110	7,350	6,590	5,830			
小 型 二 輪 自 動 車			10,010	9,640	9,260	8,870	8,490	8,110	7,730	7,350	6,970	6,590	6,210	5,830	5,450			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		14,300	13,600	12,890	12,180	11,470	10,760	10,050	9,340	8,620	7,910	7,200	6,490	5,780			
	検 査 対 象 外 車			9,260														
原 動 機 付 自 転 車				7,280														
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			8,400	8,150	7,890	7,640	7,380	7,120	6,870	6,610	6,350	6,100	5,840	5,580	5,330			
緊 急 自 動 車			7,170	7,010	6,850	6,690	6,520	6,360	6,200	6,040	5,880	5,720	5,550	5,390	5,230			
商 品 自 動 車	(イ) 三 輪 以 上 の 自 動 車 (軽 自 動 車 を 除 く)			12,950	12,290	11,640	10,980	10,320	9,670	9,010	8,350	7,700	7,040	6,380	5,730	5,180		
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			8,010	7,760	7,520	7,270	7,030	6,780	6,540	6,290	6,050	5,800	5,560	5,310	5,110		
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車		8,010	7,760	7,520	7,270	7,030	6,780	6,540	6,290	6,050	5,800	5,560	5,310	5,110		
		検 査 対 象 外 車		8,000	7,760	7,520	7,270	7,030	6,790	6,550	6,300	6,060	5,820	5,580	5,330	5,130		
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車			7,640	7,440	7,240	7,050	6,850	6,650	6,450	6,260	6,060	5,860	5,660	5,470	5,270		
	(ロ) 教 習 用 自 動 車			7,640	7,440	7,240	7,050	6,850	6,650	6,450	6,260	6,060	5,860	5,660	5,470	5,270		
	(ハ) そ の 他	a 三 輪 以 上 の 自 動 車 (軽 自 動 車 を 除 く)		19,830	18,720	17,580	16,440	15,310	14,170	13,030	11,890	10,760	9,620	8,480	7,340	6,210		
		b 小 型 二 輪 自 動 車		11,040	10,590	10,130	9,670	9,210	8,750	8,290	7,830	7,370	6,910	6,450	5,990	5,530		
	c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車		11,040	10,590	10,130	9,670	9,210	8,750	8,290	7,830	7,370	6,910	6,450	5,990	5,530		
		検 査 対 象 外 車			10,600													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,110														

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

別 表

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	A
北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く。）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く。）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪市域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

(注) 大阪市域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る。）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る。）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車				10,540	10,400	10,250	10,110	9,960	9,810	9,670	9,530	9,380	9,240	9,090		
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用															
	自家用															
小型二輪自動車				9,340	9,230	9,120	9,010	8,890	8,780	8,670	8,550	8,440	8,330	8,210		
軽自動車	検査対象車			8,840	8,740	8,640	8,540	8,440	8,340	8,240	8,140	8,040	7,940	7,840		
	検査対象外車	7,940	7,400		6,840											
原動機付自転車		5,730	5,610		5,480											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車																
緊急自動車				5,620	5,610	5,590	5,580	5,560	5,550	5,540	5,520	5,510	5,490	5,480		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車															
	(ロ) 教習用自動車															
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
		b 小型二輪自動車				5,340	5,330	5,320	5,310	5,310	5,300	5,290	5,290	5,280	5,270	5,270
		c 軽自動車	検査対象車													
検査対象外車	5,330		5,290		5,240											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象けん引軽自動車																
検査対象外けん引軽自動車		5,160	5,150		5,140											

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用															
	自 家 用															
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 を 除 く															
	個 人															
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,950	8,800	8,660	8,510	8,360	8,210	8,060	7,920	7,770	7,620	7,470	7,320	7,180		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		36,570	35,350	34,100	32,850	31,600	30,350	29,100	27,850	26,600	25,360	24,110	22,860	
		最大積載量が2トン以下のもの		23,240	22,540	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770	16,050	15,330	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		36,570	35,350	34,100	32,850	31,600	30,350	29,100	27,850	26,600	25,360	24,110	22,860	
		最大積載量が2トン以下のもの		23,240	22,540	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770	16,050	15,330	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用		10,240	10,040	9,830	9,630	9,420	9,220	9,010	8,810	8,600	8,400	8,190	7,990		
	自 家 用		10,240	10,040	9,830	9,630	9,420	9,220	9,010	8,810	8,600	8,400	8,190	7,990		
小 型 二 輪 自 動 車		8,100	7,990	7,870	7,760	7,640	7,530	7,410	7,290	7,180	7,060	6,950	6,830	6,720		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,740	7,640	7,540	7,440	7,340	7,240	7,130	7,030	6,930	6,830	6,730	6,620	6,520		
	検 査 対 象 外 車			6,270												
原 動 機 付 自 転 車				5,350												
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			5,370	5,360	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,250	5,240		
緊 急 自 動 車		5,460	5,450	5,430	5,420	5,400	5,390	5,370	5,360	5,340	5,330	5,310	5,300	5,280		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車															
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車														
		検 査 対 象 外 車														
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車			5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車			5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,410	7,310	7,220	7,130	7,040	6,940	6,850	6,760	6,670	6,570	6,480	6,390	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,260	5,250	5,240	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170	
	c	軽 自 動 車	検 査 対 象 車		5,250	5,240	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170
		検 査 対 象 外 車			5,190											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象けん引軽自動車			5,100	5,100	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,120												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		18,880	17,840	16,770	15,710	14,650	13,580	12,520	11,460	10,390	9,330	8,260	7,200	6,130	
	自家用		14,560	13,840	13,110	12,380	11,650	10,910	10,180	9,450	8,720	7,990	7,260	6,530	5,800	
営業用乗用自動車	個人を除く		21,960	20,680	19,380	18,080	16,780	15,480	14,180	12,880	11,570	10,270	8,970	7,670	6,370	
	個人		20,440	19,280	18,090	16,910	15,720	14,540	13,360	12,170	10,990	9,810	8,620	7,440	6,250	
自家用乗用自動車			7,030	6,880	6,730	6,580	6,430	6,280	6,130	5,980	5,820	5,670	5,520	5,370	5,220	
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,610	20,360	19,080	17,810	16,540	15,260	13,990	12,710	11,440	10,170	8,890	7,620	6,340	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,610	13,890	13,150	12,420	11,680	10,950	10,210	9,480	8,740	8,010	7,270	6,540	5,800	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,610	20,360	19,080	17,810	16,540	15,260	13,990	12,710	11,440	10,170	8,890	7,620	6,340	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,610	13,890	13,150	12,420	11,680	10,950	10,210	9,480	8,740	8,010	7,270	6,540	5,800	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		7,780	7,580	7,370	7,160	6,950	6,740	6,530	6,320	6,110	5,910	5,700	5,490	5,280	
	自家用		7,780	7,580	7,370	7,160	6,950	6,740	6,530	6,320	6,110	5,910	5,700	5,490	5,280	
小型二輪自動車			6,600	6,490	6,370	6,250	6,130	6,010	5,900	5,780	5,660	5,540	5,420	5,310	5,190	
軽自動車	検査対象車		6,420	6,320	6,220	6,110	6,010	5,900	5,800	5,690	5,590	5,490	5,380	5,280	5,170	
	検査対象外車			5,680												
原動機付自転車				5,220												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,230	5,220	5,210	5,190	5,180	5,170	5,160	5,140	5,130	5,120	5,110	5,090	5,080	
緊急自動車			5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,190	5,180	5,160	5,150	5,130	5,120	5,100	5,080	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,310	5,290	5,270	5,250	5,230	5,210	5,190	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080
	(ロ) 小型二輪自動車			5,310	5,290	5,270	5,250	5,230	5,210	5,190	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080
	(ハ) 軽自動車	検査対象車		5,310	5,290	5,270	5,250	5,230	5,210	5,190	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080
		検査対象外車		5,320	5,300	5,280	5,260	5,240	5,230	5,210	5,190	5,170	5,150	5,130	5,110	5,100
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車			5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080
	(ロ) 教習用自動車			5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,300	6,200	6,110	6,010	5,920	5,830	5,730	5,640	5,540	5,450	5,350	5,260	5,160
		b 小型二輪自動車		5,170	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,110	5,110	5,100	5,090	5,080	5,080
	(ニ) その他	検査対象車		5,170	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,110	5,110	5,100	5,090	5,080	5,080
		検査対象外車			5,140											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象けん引軽自動車			5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	
検査対象外けん引軽自動車				5,110												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用															
	自 家 用															
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 を 除 く															
	個 人															
自 家 用 乗 用 自 動 車				15,230	14,970	14,700	14,430	14,160	13,890	13,620	13,350	13,080	12,810	12,540		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の														
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の														
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の														
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の														
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用															
	自 家 用															
小 型 二 輪 自 動 車				5,730	5,720	5,700	5,680	5,660	5,650	5,630	5,610	5,590	5,580	5,560		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			15,230	14,970	14,700	14,430	14,160	13,890	13,620	13,350	13,080	12,810	12,540		
	検 査 対 象 外 車	6,050	5,870		5,680											
原 動 機 付 自 転 車		5,730	5,610		5,480											
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車																
緊 急 自 動 車				10,630	10,490	10,340	10,190	10,050	9,900	9,750	9,600	9,460	9,310	9,160		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車															
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車														
		検 査 対 象 外 車														
特 種 用 途 自 動 車 その他	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車															
	(ロ) 教 習 用 自 動 車															
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
		b 小 型 二 輪 自 動 車				15,280	15,010	14,740	14,470	14,200	13,930	13,660	13,390	13,120	12,850	12,580
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車													
検 査 対 象 外 車	21,280		18,170		15,000											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車																
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,160	5,150		5,140											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車			12,270	12,000	11,730	11,460	11,180	10,910	10,630	10,360	10,080	9,810	9,530	9,260	8,980	
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		25,170	24,390	23,590	22,790	22,000	21,200	20,400	19,600	18,810	18,010	17,210	16,420	
		最大積載量が2トン以下のもの		25,170	24,390	23,590	22,790	22,000	21,200	20,400	19,600	18,810	18,010	17,210	16,420	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		25,170	24,390	23,590	22,790	22,000	21,200	20,400	19,600	18,810	18,010	17,210	16,420	
		最大積載量が2トン以下のもの		25,170	24,390	23,590	22,790	22,000	21,200	20,400	19,600	18,810	18,010	17,210	16,420	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用			12,250	11,970	11,690	11,400	11,120	10,830	10,550	10,260	9,980	9,690	9,410	9,120	
	自家用			12,250	11,970	11,690	11,400	11,120	10,830	10,550	10,260	9,980	9,690	9,410	9,120	
小型二輪自動車			5,540	5,520	5,510	5,490	5,470	5,450	5,430	5,420	5,400	5,380	5,360	5,350	5,330	
軽自動車	検査対象車		12,270	12,000	11,730	11,460	11,180	10,910	10,630	10,360	10,080	9,810	9,530	9,260	8,980	
	検査対象外車				5,490											
原動機付自転車					5,350											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				6,880	6,810	6,740	6,670	6,600	6,530	6,450	6,380	6,310	6,240	6,170	6,100	
緊急自動車			9,010	8,870	8,720	8,570	8,420	8,270	8,120	7,970	7,820	7,670	7,520	7,360	7,210	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特殊用途自動車 その他	(イ) 霊きゅう自動車			8,030	7,910	7,790	7,680	7,560	7,440	7,320	7,210	7,090	6,970	6,860	6,740	
	(ロ) 教習用自動車			8,030	7,910	7,790	7,680	7,560	7,440	7,320	7,210	7,090	6,970	6,860	6,740	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,080	12,770	12,450	12,130	11,810	11,500	11,180	10,860	10,540	10,230	9,910	9,590	
		b 小型二輪自動車		12,310	12,040	11,770	11,490	11,210	10,940	10,660	10,380	10,110	9,830	9,560	9,280	9,000
	c	軽自動車	検査対象車		12,040	11,770	11,490	11,210	10,940	10,660	10,380	10,110	9,830	9,560	9,280	9,000
		検査対象外車				11,760										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,100	5,100	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	
検査対象外被けん引軽自動車					5,120											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		41,060	38,340	35,570	32,790	30,020	27,250	24,480	21,700	18,930	16,160	13,390	10,610	7,840		
	自家用		14,560	13,840	13,110	12,380	11,650	10,910	10,180	9,450	8,720	7,990	7,260	6,530	5,800		
営業用乗用自動車	個人を除く		69,250	64,400	59,450	54,510	49,560	44,620	39,680	34,730	29,790	24,840	19,900	14,960	10,010		
	個人		30,570	28,650	26,680	24,710	22,750	20,790	18,820	16,860	14,890	12,930	10,960	9,000	7,030		
自家用乗用自動車			8,710	8,440	8,150	7,870	7,590	7,310	7,030	6,750	6,470	6,190	5,910	5,630	5,350		
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,620	14,820	14,010	13,200	12,390	11,570	10,760	9,950	9,130	8,320	7,510	6,700	5,880		
		最大積載量が2トン以下のもの	15,620	14,820	14,010	13,200	12,390	11,570	10,760	9,950	9,130	8,320	7,510	6,700	5,880		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,620	14,820	14,010	13,200	12,390	11,570	10,760	9,950	9,130	8,320	7,510	6,700	5,880		
		最大積載量が2トン以下のもの	15,620	14,820	14,010	13,200	12,390	11,570	10,760	9,950	9,130	8,320	7,510	6,700	5,880		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,840	8,560	8,260	7,970	7,680	7,390	7,100	6,810	6,520	6,230	5,940	5,650	5,360		
	自家用		8,840	8,560	8,260	7,970	7,680	7,390	7,100	6,810	6,520	6,230	5,940	5,650	5,360		
小型二輪自動車			5,310	5,290	5,270	5,250	5,240	5,220	5,200	5,180	5,160	5,140	5,130	5,110	5,090		
軽自動車	検査対象車		8,710	8,440	8,150	7,870	7,590	7,310	7,030	6,750	6,470	6,190	5,910	5,630	5,350		
	検査対象外車			5,290													
原動機付自転車				5,220													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			6,020	5,950	5,880	5,800	5,730	5,660	5,580	5,510	5,440	5,360	5,290	5,220	5,140		
緊急自動車			7,060	6,910	6,760	6,610	6,450	6,300	6,150	5,990	5,840	5,680	5,530	5,380	5,220		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			6,950	6,790	6,640	6,480	6,320	6,170	6,010	5,850	5,700	5,540	5,380	5,230	5,090	
	(ロ) 小型二輪自動車			5,290	5,270	5,250	5,230	5,220	5,200	5,180	5,160	5,140	5,120	5,110	5,090	5,080	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車		5,290	5,270	5,250	5,230	5,220	5,200	5,180	5,160	5,140	5,120	5,110	5,090	5,080	
		検査対象外車		5,290	5,270	5,260	5,240	5,220	5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,110	5,100	
特種用途自動車 その他	(イ) 霊きゅう自動車			6,620	6,500	6,380	6,270	6,150	6,030	5,910	5,790	5,670	5,550	5,430	5,310	5,190	
	(ロ) 教習用自動車			6,620	6,500	6,380	6,270	6,150	6,030	5,910	5,790	5,670	5,550	5,430	5,310	5,190	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			9,270	8,960	8,630	8,310	7,990	7,660	7,340	7,010	6,690	6,370	6,040	5,720	5,390
		b 小型二輪自動車			8,730	8,450	8,170	7,890	7,610	7,320	7,040	6,760	6,480	6,200	5,910	5,630	5,350
		c 軽自動車	検査対象車		8,730	8,450	8,170	7,890	7,610	7,320	7,040	6,760	6,480	6,200	5,910	5,630	5,350
			検査対象外車			8,460											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080		
検査対象外被けん引軽自動車				5,110													

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約
		60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約		
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車				10,540	10,400	10,250	10,110	9,960	9,810	9,670	9,530	9,380	9,240	9,090		
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用															
	自家用															
小型二輪自動車				5,730	5,720	5,700	5,680	5,660	5,650	5,630	5,610	5,590	5,580	5,560		
軽自動車	検査対象車			6,430	6,390	6,360	6,320	6,290	6,250	6,210	6,180	6,140	6,110	6,070		
	検査対象外車	6,050	5,870		5,680											
原動機付自転車		5,730	5,610		5,480											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車																
緊急自動車				5,620	5,610	5,590	5,580	5,560	5,550	5,540	5,520	5,510	5,490	5,480		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特殊用途自動車その他	(イ) 霊きゅう自動車															
	(ロ) 教習用自動車															
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
		b 小型二輪自動車				5,340	5,330	5,320	5,310	5,310	5,300	5,290	5,290	5,280	5,270	5,270
		c 軽自動車	検査対象車													
	検査対象外車		5,330	5,290		5,240										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象けん引軽自動車																
検査対象外けん引軽自動車		5,160	5,150		5,140											

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用																
	自家用																
営業用乗用自動車	個人を除く																
	個人																
自家用乗用自動車		8,950	8,800	8,660	8,510	8,360	8,210	8,060	7,920	7,770	7,620	7,470	7,320	7,180			
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		24,750	23,980	23,200	22,420	21,640	20,860	20,080	19,300	18,520	17,740	16,960	16,180		
		最大積載量が2トン以下のもの		23,240	22,540	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770	16,050	15,330		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		24,750	23,980	23,200	22,420	21,640	20,860	20,080	19,300	18,520	17,740	16,960	16,180		
		最大積載量が2トン以下のもの		23,240	22,540	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770	16,050	15,330		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		10,210	10,010	9,810	9,600	9,400	9,190	8,990	8,790	8,580	8,380	8,170	7,970			
	自家用		10,210	10,010	9,810	9,600	9,400	9,190	8,990	8,790	8,580	8,380	8,170	7,970			
小型二輪自動車		5,540	5,520	5,510	5,490	5,470	5,450	5,430	5,420	5,400	5,380	5,360	5,350	5,330			
軽自動車	検査対象車	6,030	6,000	5,960	5,930	5,890	5,850	5,810	5,780	5,740	5,700	5,670	5,630	5,600			
	検査対象外車			5,490													
原動機付自転車				5,350													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,370	5,360	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,250	5,240			
緊急自動車		5,460	5,450	5,430	5,420	5,400	5,390	5,370	5,360	5,340	5,330	5,310	5,300	5,280			
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)																
	(ロ) 小型二輪自動車																
	(ハ) 軽自動車	検査対象車															
		検査対象外車															
特殊用途自動車その他	(イ) 霊きゅう自動車			5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120	
	(ロ) 教習用自動車			5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	5,120	5,120	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,890	5,860	5,830	5,800	5,760	5,730	5,700	5,670	5,630	5,600	5,570	5,540		
		b 小型二輪自動車	5,260	5,250	5,240	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170		
	c 軽自動車	検査対象車		5,250	5,240	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170		
		検査対象外車			5,190												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象けん引軽自動車			5,100	5,100	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	
検査対象外けん引軽自動車				5,120													

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		18,880	17,840	16,770	15,710	14,650	13,580	12,520	11,460	10,390	9,330	8,260	7,200	6,130	
	自家用		14,560	13,840	13,110	12,380	11,650	10,910	10,180	9,450	8,720	7,990	7,260	6,530	5,800	
営業用乗用自動車	個人を除く		21,960	20,680	19,380	18,080	16,780	15,480	14,180	12,880	11,570	10,270	8,970	7,670	6,370	
	個人		20,440	19,280	18,090	16,910	15,720	14,540	13,360	12,170	10,990	9,810	8,620	7,440	6,250	
自家用乗用自動車			7,030	6,880	6,730	6,580	6,430	6,280	6,130	5,980	5,820	5,670	5,520	5,370	5,220	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,400	14,620	13,830	13,030	12,230	11,440	10,640	9,850	9,050	8,250	7,460	6,660	5,860	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,610	13,890	13,150	12,420	11,680	10,950	10,210	9,480	8,740	8,010	7,270	6,540	5,800	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,400	14,620	13,830	13,030	12,230	11,440	10,640	9,850	9,050	8,250	7,460	6,660	5,860	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,610	13,890	13,150	12,420	11,680	10,950	10,210	9,480	8,740	8,010	7,270	6,540	5,800	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		7,770	7,560	7,360	7,150	6,940	6,730	6,520	6,320	6,110	5,900	5,690	5,490	5,280	
	自家用		7,770	7,560	7,360	7,150	6,940	6,730	6,520	6,320	6,110	5,900	5,690	5,490	5,280	
小型二輪自動車			5,310	5,290	5,270	5,250	5,240	5,220	5,200	5,180	5,160	5,140	5,130	5,110	5,090	
軽自動車	検査対象車		5,560	5,520	5,480	5,450	5,410	5,370	5,330	5,300	5,260	5,220	5,180	5,150	5,110	
	検査対象外車			5,290												
原動機付自転車				5,220												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,230	5,220	5,210	5,190	5,180	5,170	5,160	5,140	5,130	5,120	5,110	5,090	5,080	
緊急自動車			5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,190	5,180	5,160	5,150	5,130	5,120	5,100	5,080	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,310	5,290	5,270	5,250	5,230	5,210	5,190	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080
	(ロ) 小型二輪自動車			5,270	5,250	5,230	5,220	5,200	5,180	5,170	5,150	5,140	5,120	5,100	5,090	5,080
	(ハ) 軽自動車	検査対象車		5,270	5,250	5,230	5,220	5,200	5,180	5,170	5,150	5,140	5,120	5,100	5,090	5,080
		検査対象外車		5,260	5,250	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160	5,150	5,130	5,120	5,100	5,100
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	
	(ロ) 教習用自動車		5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,500	5,470	5,440	5,400	5,370	5,340	5,300	5,270	5,240	5,200	5,170	5,140	5,100	
		b 小型二輪自動車	5,170	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,110	5,110	5,100	5,090	5,080	5,080	
	(ニ) その他	検査対象車	5,170	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,110	5,110	5,100	5,090	5,080	5,080	
		検査対象外車		5,140												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象けん引軽自動車			5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	
検査対象外けん引軽自動車				5,110												

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により
保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ 保険期間13か月までの契約

$$\text{返還保険料} = (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$$

(注) 未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数が生じた場合は、その端数を1か月に切り上げる。以下同じ。

ロ 保険期間13か月を超え25か月までの契約

(イ) 未経過期間13か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{24か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12か月}}{\text{12か月}}$$

(ロ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{24か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$$

ハ 保険期間25か月を超え37か月までの契約

(イ) 未経過期間25か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{36か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{36か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{24か月}}{\text{12か月}}$$

(ロ) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{36か月契約の2年を超える部分の純保険料率} + \text{36か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{36か月契約の1年超2年以内の純保険料率} + \text{36か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12か月}}{\text{12か月}}$$

(ハ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{36 か月契約の2年を超える部分の純保険料率} + \text{36 か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}}$$

ニ 保険期間 48 か月の契約

(イ) 未経過期間 37 か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{36 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ロ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の2年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{48 か月契約の1年超2年以内の純保険料率} + \text{48 か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{24 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ハ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の3年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{48 か月契約の2年超3年以内の純保険料率} + \text{48 か月契約の2年超3年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ニ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{48 か月契約の3年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}}$$

ホ 保険期間 60 か月の契約

(イ) 未経過期間 49 か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{60 か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{60 か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{48 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ロ) 未経過期間 3 7 か月以上 4 8 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 36 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 2 5 か月以上 3 6 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 1 3 か月以上 2 4 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ホ) 未経過期間 1 2 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料} \\ &\text{率} + 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費} \\ &\text{相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(2) 保険期間開始前の解約

純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額を返還する。